

6

ご案内

CONTENTS

1	生命保険及び個人年金保険に関する税金について ……	160
2	簡易保険の制度 ……	163
1.	加入できる金額 ……	163
2.	加入年齢 ……	164
3.	簡易な加入手続き（無診査） ……	164
4.	保険契約の申込みの撤回 ……	164
5.	保険契約の無効等 ……	165
6.	保険料の払込み ……	165
7.	保険料の払込免除及び払込不要 ……	165
8.	保険金の支払 ……	167
9.	保険金の倍額支払 ……	169
10.	年金の支払 ……	170
11.	保険契約の解除 ……	171
12.	還付金の支払 ……	171
13.	保険契約者に対する貸付け ……	171
14.	契約者配当 ……	171
15.	簡易保険カードによる取扱い ……	172
16.	保険契約者等の保護 ……	172

払い込まれた保険料について

(ア) 払い込まれた一定の要件に該当する生命保険の保険料は、以下のとおり生命保険料控除の対象となり、年間の所得金額から控除されます（保険金受取人が、保険契約者（保険料負担者）又はその配偶者その他の親族である保険契約に限ります。）。

なお、一定の要件に該当する年金保険（★をご参照ください。）の保険料を払い込まれている場合は、「個人年金保険料控除」として、一般の生命保険料控除とは別に、同様の計算方法により年間の所得金額から控除されます。

■所得税

1年間に払い込まれた保険料総額 ^(注)	生命保険料控除額
25,000円以下	(年間払込保険料総額)
25,001円以上 50,000円以下	(年間払込保険料総額)×1/2+12,500円
50,001円以上 100,000円以下	(年間払込保険料総額)×1/4+25,000円
100,001円以上	(一律50,000円)

注：平成11年4月以降に基本契約の効力が発生したご契約（終身保険、養老保険、夫婦保険及び育英年金付学資保険に限ります。）については、その年分配された契約者配当金を保険料から差し引いた金額となります。

■住民税

1年間に払い込まれた保険料総額 ^(注)	生命保険料控除額
15,000円以下	(年間払込保険料総額)
15,001円以上 40,000円以下	(年間払込保険料総額)×1/2+7,500円
40,001円以上 70,000円以下	(年間払込保険料総額)×1/4+17,500円
70,001円以上	(一律35,000円)

注：平成11年4月以降に基本契約の効力が発生したご契約（終身保険、養老保険、夫婦保険及び育英年金付学資保険に限ります。）については、その年分配された契約者配当金を保険料から差し引いた金額となります。

★ 一定の要件に該当する年金保険とは？

次の要件をすべて満たすものです。

- ①年金保険受取人 …………… 年金受取人が、保険契約者（保険料負担者）又はその配偶者であること
- ②保険料の払込期間及び払込方法 …………… 保険料が10年以上の期間に亘って定期的に払い込まれるものであること
- ③年金支払開始年齢及び年金支払期間 …………… 次のいずれかに該当するものであること
 - 年金支払開始年齢が60歳以上で年金支払期間が10年以上のもの
 - 年金受取人が生存している期間、定期的に年金が支払われるもの

注：上記の一定の要件に該当しない年金保険の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

(イ) 生命保険料控除を受けるには、申告が必要となります。「簡易保険保険料払込証明書」を発行しますので、次によりご申告ください。

- ・ 給与所得者の方
「給与所得者の保険料控除申告書」に払込証明書を添付の上、勤務先へ提出されますと、年末調整によって所得控除されます。ただし、給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合には、確定申告が必要です。
- ・ 給与所得者以外の方
当該年の翌年2月16日から3月15日までの間に、「確定申告書」に払込証明書を添付の上、所轄の税務署へ提出されますと、所得控除されます。

受け取られる保険金及び年金について

(ア) 受け取られる保険金及び年金（それぞれ、契約者配当金があるものにあつては、契約者配当金を含みます。）については、保険契約者、被保険者及び保険金受取人の指定によって、以下のとおり課税されます。

■死亡保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一で、受取人が相続人	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
保険契約者と受取人が同一で、被保険者が別人	夫	妻	夫	所得税(一時所得) +住民税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

■満期保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と受取人が同一	夫	夫	夫	所得税(一時所得) +住民税
	夫	妻	夫	
保険契約者と受取人が別人	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	妻	
	夫	妻	子	

■年金保険の場合

契約内容	契約例		税の種類
	保険契約者	受取人	
保険契約者と受取人が同一	夫	夫	所得税(雑所得)+住民税(雑所得)
保険契約者と受取人が別人	夫	妻	贈与税又は相続税(年金受給権取得時) +所得税(雑所得)+住民税(雑所得)

注：上記の表中、「相続税」の対象となる契約形態のうち、指定された保険金受取人がその保険契約書の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金（契約が2件以上の場合は、それらの合計額）に対して、「500万円×法定相続人数」（合計保険金額がこの金額以下の場合は、合計保険金額）にあたる金額が非課税となります。

(イ) 傷害保険金、入院保険金、手術保険金及び通院療養給付金については、非課税扱いとなります。

保険契約に関する権利の評価について

保険契約及び年金契約の保険契約者の方が死亡し、保険契約に関する権利を相続するときは、保険契約及び年金保険契約の評価額が「相続税」の対象となります。

(ア)保険契約

被相続人の死亡当時の解約還付金相当額（時価）で評価します。

注：所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）の施行に伴い、平成18年3月末日までは、既に払い込まれた保険料の合計額に一定の割合を掛けて評価した額によることもできます。

(イ)年金保険契約

被相続人の死亡当時の既に払い込まれた保険料の合計額に払込期間に応じて決められた割合を掛けて評価します。

注：年金保険の種類によっては、異なる計算方法により評価することがあります。

受け取られる還付金について

保険契約及び年金保険契約が解約等により消滅し、還付金等を受け取られる場合は、以下のとおり課税されます。

- ・ 還付金の受取人と保険料負担者が同一のとき：所得税(一時所得)＋住民税
- ・ 還付金の受取人と保険料負担者が異なるとき：贈与税又は相続税

1. 加入できる金額

保険

(ア) 保険の加入限度額は、被保険者1人につき、15歳以下は700万円、16歳以上は1,000万円（ただし、特定養老保険に加入する場合は500万円、55歳以上の方が、定期保険又は特別養老保険に加入する場合は800万円）となっています。

ただし、加入限度額の計算に当たっては、被保険者の年齢が20歳以上55歳以下の方で、加入後4年以上経過しているものについては、300万円を限度として、これを算入しないこととなっており、20歳以上55歳以下の被保険者については、加入後4年以上経過した保険契約の保険金額が300万円以上ある場合には、既契約の保険金額を含めて、通算して1,300万円まで加入できます。

(イ) 財形貯蓄保険（財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険）は、(ア)の加入限度額とは別枠で、払込保険料総額で制限され、その払込保険料総額が被保険者1人につき550万円以内となっています。

(ウ) 加入できる保険金額は次のとおりです。

■加入できる保険金額

種 類	最低保険金額	保険金額の単位
普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険、 特定養老保険、夫婦保険及び育英年金付学資保険	100万円	10万円
介護保険金付終身保険、定期保険及び特別養老保険	200万円	10万円
学資保険	50万円	10万円
財形貯蓄保険	50万円	—
終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険	300万円	100万円

注1：2倍型終身保険、5倍型終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、特定養老保険、学資保険(生存保険金付きに限ります。)、終身年金保険付終身保険、育英年金付学資保険(生存保険金付きに限ります。)及び夫婦年金保険付夫婦保険は基準保険金額、財形貯蓄保険は満期保険金額、その他は死亡保険金額によります。

注2：財形貯蓄保険の保険料額は、1,000円の倍数であることを要します。

年金

(ア) 年金（介護割増年金を除きます。）の加入限度額は、被保険者1人につき初年度年額90万円となっています。なお、財形終身年金保険については、さらに払込保険料総額が385万円以下であることを要します。

(イ) 介護割増年金の加入限度額は、被保険者1人につき年額50万円となっています。

(ウ) 加入できる年金額は次のとおりです。

■加入できる年金額

種 類	最低年金額	年金額の単位
終身年金保険（財形終身年金保険、即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険を除きます。）、 定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険	18万円	1万円
財形終身年金保険	16万円	—
即時確定拠出終身年金保険	5万円	—
育英年金付学資保険	12万円	1千円

注1：終身年金保険(定額型)、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険については、契約者配当金により年金額を増加させるので、この年金額の制限は、年金額から契約者配当金により増加させた部分を除いたもの(基本年金額)によることとしています。

なお、終身年金保険(増額型)については、年金額が毎年逦増するほか契約者配当金により年金額を増加させるので、この年金額の制限は、年金支払事由発生日から1年の期間について支払う年金で、契約者配当金により増加させた部分を除いたもの(初年度基本年金額)によることとしています。

注2：財形終身年金保険の保険料額は、1,000円の倍数であることを要します。

注3：即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険の加入できる保険料額は1,000円以上であることを要します。

(エ) 加入できる介護割増年金額は、18万円以上基本年金額の範囲内で、かつ、1万円の倍数となっています。

特約

(ア) 特約の利用枠は次のとおりです。

■特約の利用枠

災害特約及び介護特約	被保険者1人につき、1,000万円	} 計 2,000万円
入院保障の特約	被保険者1人につき、1,000万円	

(イ) 加入できる特約保険金額は、保険に付加する場合には、特約を付加した基本契約の保険種類ごとの最低保険金額（終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にあっては100万円）以上であって、当該基本契約の保険金額の範囲内となっています。

年金保険に付加する場合には、年金額の20倍以内であって100万円以上であることを要します。

なお、特約は10万円の倍数で付加することとなっていますが、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険に付加する場合は100万円の倍数となっています。

2.加入年齢

加入年齢は、保険種類によって異なりますが、その範囲は、保険については0歳から70歳まで、年金保険については、0歳から75歳までです（45ページ参照）。

特約の加入年齢は、65歳までです（ただし、普通養老保険の基本契約の申込みと同時に特約を付加する場合は、70歳までです。）。

3.簡易な加入手続き（無診査）

簡易保険では、基本契約及び特約の申込みの際、被保険者の健康状態について医師による診査を行いませんので、簡易な手続で加入できます。しかし、現在病気にかかっている方などの加入を無選択で承諾するものではありません。

簡易保険では、保険及び介護割増年金付終身年金保険の基本契約並びに特約の申込みの際、被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）は郵便局の職員の面接を受けていただきます。

また、被保険者（学資保険又は育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）は、健康状態に関する一定の質問事項（現在かかっている病気あるいはケガ及び過去（3年間）にかかっていた病気など）について事実を告知（申出）していただきます（傷害についてのみ保障する特約を除きます）。この郵便局の職員による面接観査と健康状態に関する告知に基づき、基本契約及び特約の申込みを承諾するかどうかを決定しています。

もし、健康状態について、事実を告知されなかったり、真実でないことを告知された場合には、基本契約又は特約を解除し、保険金又は年金を支払わないことがあります。

4.保険契約の申込みの撤回

保険契約の申込みの日からその日を含めて8日を経過するまでは、書面により保険契約の申込みを撤回（契約の成立後は解除）することができます。

5. 保険契約の無効等

- ・ 保険契約者又は被保険者の詐欺による保険契約は無効とします。
- ・ 公社又は保険契約者が基本契約の申込みの当時、既に保険事故の生じたことを知っているとき（夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険については、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知っているとき）は、その契約を無効とします。
- ・ 特約については、公社又は保険契約者が保険契約の申込みの当時、既に保険事故（疾病にかかっていること又は傷害を受けていること）の生じたことを知っているときは、その疾病又は傷害については保険金を支払いません。

6. 保険料の払込み

保険料の払込種類

保険料の払込種類は、分割払と一時払があります。分割払は、月掛と半年掛があり、その払込みの方法には集金払込み、窓口払込み及び口座払込みの3つの方法があります。

また、保険料を口座払込みにより払い込む場合、保険料を前納して払い込む場合及び15件以上（被保険者15人以上）の契約を一団として保険料をまとめて払い込む団体取扱い（終身保険、定期保険（職域保険を除きます。）、養老保険、夫婦保険、終身年金保険付終身保険、育英年金付学資保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の場合に限ります。）をする場合並びに職域保険を職域取扱いする場合は、保険料を割り引きます。

保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

毎月の保険料の払込みの時期は、その月の1日から末日までとなっています。この期間内に保険料の払込みがない場合でも、その期間の経過後第3か月目（職域保険は2か月目）の月における保険契約に加入した日に相当する日の前日までは保険契約は失効しませんが、保険料の払込みがないままこの日を経過しますと、保険契約は失効します。

なお、失効後1年以内であれば保険契約の復活の申込みをすることができます（財形貯蓄保険を除きます。）。

7. 保険料の払込免除及び払込不要

次に該当した場合には、その後の保険料の払込みが免除又は不要になります。

介護保険金付終身保険

被保険者が保険期間中に寝たきりなど常時他人の介護を要する身体障害の状態になり、かつ、その状態が保険期間中に180日継続したとき（その身体障害の状態になった日以後の保険料の払込みが不要となります。）。

普通養老保険

被保険者が10歳になる前に、保険契約者（一定の親族に限ります。）が加入後又は復活後に受けた不慮の事故等又はかかった特定感染症により死亡したとき、あるいは、加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

学資保険

保険契約者が死亡したとき（加入後1年以内に自殺したときなどを除きます。）、あるいは、加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

夫婦保険

主たる被保険者が死亡したとき（加入後1年以内に自殺したときなどを除きます。）、あるいは、加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

介護割増年金付終身年金保険

被保険者が保険料払込期間中に寝たきりなど常時他人の介護を要する身体障害の状態になり、かつ、その状態が180日継続したとき（その身体障害の状態になった日以後の保険料の払込みが不要となります。ただし、保険料の払込みが不要となるのは介護割増年金部分の保険料に限ります。）。

育英年金付学資保険

保険契約者が死亡したとき（加入後1年以内に自殺したときなどを除きます。）、あるいは、加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

夫婦年金保険付夫婦保険

主たる被保険者が死亡したとき（加入後1年以内に自殺したときなどを除きます。）、あるいは、加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

被保険者の身体障害による保険料の払込免除

（財形貯蓄保険及び年金保険を除き各保険種類共通）

被保険者（夫婦保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の場合には、主たる被保険者又は一定の要件の下で、配偶者である被保険者）が加入後又は復活後に受けた不慮の事故等による傷害により一定の身体障害の状態になったとき。

被保険者の重度障害による保険料の払込免除

（財形貯蓄保険及び年金保険を除き各保険種類共通）

被保険者（夫婦保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の場合には、一定の要件の下で、主たる被保険者又は配偶者である被保険者）が加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態になったとき。

特約保険料の払込免除及び払込不要

次に該当した場合には、その後の特約保険料の払込みが免除又は不要になります。

- (ア) 基本契約（年金保険を除きます。）の保険料の払込みが免除又は不要になったとき。
- (イ) 年金保険に付加された特約において、被保険者が特約の保険期間中に受けた不慮の事故等による傷害により、被害の日から180日以内に一定の身体障害の状態になったとき（夫婦特約の場合は、身体障害の状態になった者に係る特約保険料の払込みが免除になります。）。
- (ウ) 特約保険料のみを払込中の場合において、次の①又は②に該当したとき。
 - ① 被保険者（夫婦特約の場合は、主たる被保険者）が特約の保険期間中に受けた不慮の事故等による傷害により被害の日から180日以内に一定の身体障害の状態になったとき。
 - ② 介護保険金付終身保険に付加された特約において、被保険者が特約の保険期間中にかかった疾病又は受けた不慮の事故等による傷害により重度障害の状態になったとき。
- (エ) 介護保険金付終身保険に付加された特約において、被保険者が特約の保険期間中にかかった疾病又は受けた不慮の事故等による傷害により特定要介護状態になり、その状態が180日以上継続したとき（特定要介護状態になった日以後の保険料の払込みが不要となります。）。
- (オ) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険に付加された夫婦特約において、次の①又は②に該当したとき。
 - ① 主たる被保険者が保険料払込期間中に死亡したとき（加入後1年以内に自殺したときなどを除きます。）、あるいは、保険料払込期間中にかかった疾病又は受けた傷害により重度障害の状態になったとき。
 - ② 配偶者である被保険者が特約の保険期間中に受けた不慮の事故等による傷害により被害の日から180日以内に一定の身体障害の状態になったとき（配偶者である被保険者に係る特約保険料の払込みが免除になります。）。

8. 保険金の支払

保険金は次のとおり支払います。

(ア) 基本契約

基本契約の保険金は次のとおり支払います。

■基本契約の保険金の支払

区 別 保険種類		保 険 期 間 中				被保険者が満期を迎えたとき
		被 保 険 者 が死亡したとき	被保険者が重度障害の状態になりその旨の通知があったとき(注1)	被保険者が一定の期間無事に過ごしたとき	被保険者が特定要介護状態になったとき	
終身保険	普通終身保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	—
	特別終身保険	死亡保険金	重度障害による保険金	生存保険金	—	—
	介護保険金付終身保険	死亡保険金	—	生存保険金	介護保険金	—
定期保険	普通定期保険 職域保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	—
養老保険	普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	満期保険金
	15歳満期学資保険 18歳満期学資保険	—	—	—	—	—
	生存保険金付 18歳満期学資保険 生存保険金付	死亡保険金	重度障害による保険金	生存保険金	—	満期保険金
	22歳満期学資保険	—	—	—	—	—
夫婦保険		死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	満期保険金
財形貯蓄 保 険	財形積立貯蓄保険	(注2)	(注3)	—	—	満期保険金
	財形住宅貯蓄保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	満期保険金
終身年金保険付終身保険		死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	—
育英年金 付 学資 保 険	15歳満期育英年金付学資保険 18歳満期育英年金付学資保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	満期保険金
	生存保険金付18歳満期 育英年金付学資保険 生存保険金付22歳満期 育英年金付学資保険	死亡保険金	重度障害による保険金	生存保険金	—	満期保険金
	夫婦年金保険付夫婦保険	死亡保険金	重度障害による保険金	—	—	—

注1：当該通知と併せて、保険契約者から保険料払込免除又は保険料払込不要のみの取扱いを受ける旨の通知があったときを除きます。

注2：不慮の事故等を直接の原因として、被害の日から180日以内に死亡した場合、又は特定感染症で死亡した場合に限ります。

注3：不慮の事故等を直接の原因として、被害の日から180日以内に重度障害の状態になりその旨の通知があった場合、又は特定感染症により重度障害の状態になりその旨の通知があった場合に限ります。

(イ) 特約

特約の保険金は、次のとおり支払います。

■特約の保険金の支払

特約種類	保険金	支払条件	保険金額
災害特約	死亡保険金	加入後の不慮の事故等による傷害により、被害の日から180日以内に死亡したときに支払います。	特約保険金額
	傷害保険金	加入後の不慮の事故等による傷害により、被害の日から180日以内に所定の身体障害の状態となったときに支払います。	身体障害の程度に応じて、特約保険金額の10%、30%、50%、70%又は100%
介護特約	介護保険金	加入後の疾病又は加入後の不慮の事故等による傷害により特定要介護状態になり、その状態が180日以上継続したとき、及びその日から1年ごとに特定要介護状態がなお継続しているときに支払います。	特約保険金額の10%
	死亡保険金	災害特約と同じ。	
	傷害保険金	災害特約と同じ。	
傷害入院特約	入院保険金	加入後の不慮の事故等による傷害により、被害の日から3年以内に5日以上入院したときに支払います。ただし、入院の初日から4日間は支払いません。	入院1日につき特約保険金額の1.5/1000 ただし、加入後1年経過前は0.5/1000、2年経過前は1.0/1000
	手術保険金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)中に、その入院の原因となった傷害により一定の手術を受けたときに支払います。	手術の種類に応じて、1日当たりの入院保険金額の10倍、20倍又は40倍
	通院療養給付金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)を一定期間継続し、退院後もその入院の原因となった傷害により通院又は療養が必要なときに支払います。	入院期間が60日以上の場合には特約保険金額の1%、120日以上の場合には特約保険金額の2%
疾病入院特約	入院保険金	加入後の疾病により5日以上入院したときに支払います。ただし、入院の初日から4日間は支払いません。	入院1日につき特約保険金額の1.5/1000 ただし、加入後1年経過前は0.5/1000、2年経過前は1.0/1000
	手術保険金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)中に、その入院の原因となった疾病により一定の手術を受けたときに支払います。	手術の種類に応じて、1日当たりの入院保険金額の10倍、20倍又は40倍
	通院療養給付金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)を一定期間継続し、退院後もその入院の原因となった疾病により通院又は療養が必要なときに支払います。	入院期間が60日以上の場合には特約保険金額の1%、120日以上の場合には特約保険金額の2%
疾病傷害入院特約	入院保険金	加入後の疾病により5日以上入院したとき、又は加入後の不慮の事故等による傷害により被害の日から3年以内に5日以上入院したときに支払います。ただし、入院の初日から4日間は支払いません。	入院1日につき特約保険金額の1.5/1000 ただし、加入後1年経過前は0.5/1000、2年経過前は1.0/1000
	手術保険金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)中に、その入院の原因となった疾病又は傷害により一定の手術を受けたときに支払います。	手術の種類に応じて、1日当たりの入院保険金額の10倍、20倍又は40倍
	通院療養給付金	入院保険金の支払われる入院(入院の初日から4日間の入院を含み、入院保険金の支払われる入院に継続する入院を含みます)を一定期間継続し、退院後もその入院の原因となった疾病又は傷害により通院または療養が必要なときに支払います。	入院期間が60日以上の場合には特約保険金額の1%、120日以上の場合には特約保険金額の2%

保険金を支払わない場合

被保険者が加入後又は復活後1年を経過する前に自殺したとき、保険金受取人や保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときなどの場合には、保険金を支払いません。また、特約において、保険契約者や保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたときなどの場合も同様です。

保険金を削減して支払う場合

定期保険の被保険者が加入後又は復活後、短期間内に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡した場合は、保険金を削減して支払います。

普通養老保険、学資保険及び育英年金付学資保険の被保険者が6歳未満で死亡した場合にも保険金を削減して支払います。

また、特約において、被保険者が6歳未満で傷害を受け、死亡保険金又は傷害保険金を支払う場合も同様です。

重度障害による保険金の支払

被保険者が加入後又は復活後に受けた傷害又はかかった疾病により一定の重度障害の状態になり、保険契約者からその旨の通知があったとき（その通知と併せて保険契約者から保険料払込免除又は保険料払込不要のみの取扱いを受ける旨の通知があったときを除きます。）は、基本契約について保険金を支払います（介護保険金付終身保険を除きます。）。

ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として重度障害の状態になった場合は、保険金を支払いません。

9. 保険金の倍額支払

終身保険、養老保険、夫婦保険、終身年金保険付終身保険、育英年金付学資保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約については、加入後1年6か月を経過してから、次の事由により被保険者が死亡したときは、死亡保険金のほかにこれと同額の保険金を支払います。

なお、保険金の倍額支払をするための特別の保険料はいただいておりません。

- ・ 不慮の事故等により被害の日から180日以内に死亡したとき
- ・ 特定感染症により死亡したとき

注1：疾病（特定感染症を除きます。）を直接の原因とする事故によって死亡したとき、精神障害中又は酒に酔っている間に招いた事故によって死亡したとき、重大な過失によって死亡したとき、又は復活後6か月を経過していないときは、保険金の倍額支払はしません。

注2：2倍型終身保険及び5倍型終身保険の場合は保険料払込期間満了後の死亡保険金額と同額、特別養老保険及び特定養老保険の場合は満期保険金額と同額、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の場合は年金支払開始後の死亡保険金額と同額の保険金を支払います。

10.年金の支払

年金受取人

終身年金保険(即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険を除きます。)、定期年金保険、終身年金保険付終身保険及び育英年金付学資保険	被保険者
夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険	主たる被保険者 (主たる被保険者の死亡後は配偶者である被保険者)
即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険	保険契約者

年金の支払方法

年金 (介護割増年金及び育英年金を除きます。)	年金支払事由発生日から起算して終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険にあっては2か月又は3か月ごとに、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にあっては2か月ごとに、即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険にあっては1か月ごとに、各その経過した期間分を支払います。
介護割増年金	被保険者が特定要介護状態になり、かつ、その日から起算して特定要介護状態が180日継続したときは、その特定要介護状態になった日から起算して180日を経過した日(その日が年金支払事由発生日前であるときは、年金支払事由発生日)から基本年金と同様の支払方法により、基本年金に加えて支払います。
育英年金	年金支払事由発生日(保険契約者が死亡した日又は重度障害の状態になった日をいいます。)及びその日以後到来する年ごとの効力発生日を当日を支払日として、年1回年金年額を支払います。

継続年金の支払

終身年金保険(保証期間のあるものに限ります。)、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険において、保証期間中に被保険者が死亡したときは、その残存期間中年金を継続して支払います。

この継続年金の受取人は、次の者です。

なお、これらの者を年金継続受取人といいます。

終身年金保険及び終身年金保険付終身保険	保険契約者の相続人等
夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険	主たる被保険者が配偶者である被保険者より後に死亡したとき 主たる被保険者の相続人等
	配偶者である被保険者が主たる被保険者より後に死亡したとき 配偶者である被保険者の相続人等

注1：夫婦年金保険又は夫婦年金保険付夫婦保険にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方が保証期間中に死亡したときに継続年金を支払います。

注2：民法の相続規定によって保険契約者の権利義務を承継された者が年金継続受取人となります。

年金の繰上支払

終身年金保険(保証期間のあるもの限り、財形終身年金保険を除きます。)、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険においては、年金受取人は、保証期間内に支払うべき将来の年金を一括して請求することができます。

年金の繰上支払を受けた後、保証期間満了後もなお年金受取人が生存しているときは、年金の支払が再開されます。

なお、継続年金についても、年金継続受取人は、その繰上支払の請求をすることができます。

注1：年金の繰上支払において、支払うべき額は、繰上支払の請求の日から保証期間満了の日までの年金をその繰り上げて支払う期間につき予定利率により割り引いた額です。

注2：介護割増年金付終身年金保険については、基本年金部分に限り年金の繰上支払ができます。

11. 保険契約の解除

保険契約者は、いつでも保険契約を将来に向かって解除することができます（定期年金保険以外の年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険は、年金支払事由発生前に限ります。）。

12. 還付金の支払

次に該当するとき等には還付金を支払います。

なお、定期保険ではほとんどの場合、還付金はありません。

- ・ 基本契約が失効したとき
- ・ 基本契約を解除したとき
- ・ 被保険者が死亡した場合で保険金を支払わないとき
- ・ 配偶者である被保険者が離婚等により被保険者の資格を失ったとき
- ・ 保険金額の減額変更をしたとき
- ・ 一時払保険料額の減額変更をしたとき

13. 保険契約者に対する貸付け

保険契約者がお金を入用とする場合、あるいは保険料の払込みについて一時的に差し支えがある場合、還付金額の一定範囲内で貸付けをします。契約者貸付利率は、基本契約の効力発生日により次のとおりとなっています。

■契約者貸付利率

(平成17年4月現在)

効力発生日		貸付利率
平成6年3月31日以前		年6.0%
平成6年4月1日～平成8年3月31日		年4.0%
平成8年4月1日～ 平成11年3月31日	平成10年9月1日 以後の一時払年金	年2.0%
	上記以外	年3.0%
平成11年4月1日～ 平成13年6月30日	一時払年金	年2.0%
	上記以外	年2.25%
平成13年7月1日以後		年1.75%

注1：定期保険、財形貯蓄保険、保証期間なしの終身年金保険、財形終身年金保険、即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険には、契約者貸付の制度はありません。

注2：次に該当する場合には、貸付利率を軽減します。

ア 介護保険金付終身保険及び介護割増年金付終身年金保険の被保険者が特定要介護状態となり、介護保険金若しくは介護割増年金が支払われることとなった場合又は保険料の払込みが不要とされることとなった場合

イ 学資保険及び育英年金付学資保険の保険契約者の死亡又は重度障害により、保険料の払込みが不要とされることとなった場合

14. 契約者配当

契約者配当金は、簡易生命保険の決算に基づき、保険契約ごとに分配し、加入後1年を経過した契約について、契約の消滅時等に支払います。

なお、終身年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の契約者配当金は、年金支払開始後は、年金の積増しに充てます。

注：契約者配当金の額は、経済情勢等により変動します。また、簡易生命保険に係る収益等の状況によっては分配されないこともあります。

15.簡易保険カードによる取扱い

保険契約者は、簡易保険カードを郵便局に提出して又は郵便貯金自動預払機（ATM）に挿入して、次の取扱いを受けることができます。

- ・ 普通貸付
- ・ 普通貸付に係る貸付金の弁済
- ・ 契約者配当金の支払請求による契約者配当金の支払

注1：簡易保険カードは、保険契約者（定期保険、財形商品又は確定拠出年金商品の保険契約者を除きます。）からの請求により交付します。この場合において、簡易保険カードを簡易保険・郵便貯金共用カードとすることができます。

注2：カード取扱いを受け付ける郵便貯金自動預払機(ATM)には、その旨の掲示があります。

注3：契約者配当金の支払請求による契約者配当金の支払は、保険契約の効力発生日が平成11年4月1日以降であり、かつ、定期保険を除く等の一定の制限があります。

16.保険契約者等の保護

保険契約者等を保護するため次のような特別の制度を設けています。

譲 渡 禁 止	保険金、年金、還付金又は契約者配当金を受け取るべき権利は、他人に譲り渡すことができません。
差 押 禁 止	保険金（満期保険金及び生存保険金を除きます。）を受け取るべき権利は、差し押さえることができません。また、年金（継続年金を除きます。）については、その支払期における金額の2分の1（介護割増年金は全額）について差し押さえることはできません。
印紙税の免除	簡易保険に関する書類には印紙税を課さないことになっています。

日本郵政公社法施行規則に基づく索引

日本郵政公社法施行規則 第43条(単体決算関係)

公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、簡易生命保険業務に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。

1 組織に関する次に掲げる事項	
イ 組織の概要	62
ロ 役員の氏名及び役職	62
ハ 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	65
ニ 都道府県別の郵便局の数	58
2 業務の内容	43
3 業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における業務の概況	10-15
ロ 直近の五事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	91
(1) 経常収益	91
(2) 経常利益又は経常損失	91
(3) 当期純利益又は当期純損失	91
(4) 簡易生命保険業務の区分に係る貸借対照表の内訳中資本の部において記載された設立時資産・負債差額の金額	91
(5) 総資産額	91
(6) 簡易生命保険責任準備金残高	91
(7) 貸付金残高	91
(8) 有価証券残高	91
(9) 簡易生命保険価格変動準備金、第二十五条第一項第三号に掲げる危険準備金 (別表第四において単に「危険準備金」という。)及び法第三十六条第一項又は第二項の規定に よる整理を行った後の積立金の積立ての状況	91
(10) 契約者配当準備金繰入額が契約者配当準備金繰入額と当期利益の額との合計額(又は契約 者配当準備金繰入額から当期損失の額を減じて得た額)のうちに占める割合	91
(11) 職員数	91
(12) 保有契約高	91
ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として以下に掲げる事項	92
・業務の状況を示す指標	
1 保険(簡易生命保険法第五条第一項に規定する保険契約のうち、同法第八条に規定する終身 年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険を除くものをいう。以下この表において同じ。)及び 年金保険(同法第八条に規定する終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険をいう。 以下この表において同じ。)の区分ごとの新契約高及び保有契約高	92
2 死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、保険及び年金保険の区分 ごとの保障機能別保有契約高	92
3 保険及び年金保険の区分ごとの保険種別別保有契約高	93
・保険契約に関する指標	
1 保険及び年金保険の区分ごとの保有契約増加率	94
2 保険の新契約平均保険金額及び保有契約平均保険金額	93-94
3 保険及び年金保険の区分ごとの失効解約率	94
4 月払契約の保険の新契約平均保険料額	93
5 契約者配当の状況	95-97
・経理に関する指標	
1 簡易生命保険責任準備金(危険準備金を除く。)を保険及び年金保険に区分し、危険準備金、 合計等の区分ごとの明細	115

2 簡易生命保険責任準備金の積立方式、積立率	116
積立率の算式	
$(A+B)/(C+B) \times 100\%$	
算式の符号	
A 現に積み立てている第二十五条第一項第一号に掲げる保険料積立金	
B 現に積み立てている第二十五条第一項第二号に掲げる未経過保険料	
C 第二十五条第四項の総務大臣が定める方法により計算した金額	
3 保険及び年金保険ごとに、前年度末現在、利息による増加、配当支払による減少、当年度繰入額、当年度末現在(積立配当金額を付記する。)の区分ごとの第二十八条に規定する簡易生命保険契約者配当準備金の明細	116
4 簡易生命保険価格変動準備金を含む引当金ごとに区分し、残高、増減額等の区分ごとの引当金明細	117
5 不動産、動産、その他の区分ごとの不動産動産等処分益及び不動産動産等処分損	117
6 営業活動費、営業管理費、一般管理費の区分ごとの事業費明細	117
7 契約者配当準備金繰入額と当期純利益の額との合計額(又は契約者配当準備金繰入額から当期純損失の額を減じて得た額)の利源別の内訳	118
・ 資産運用に関する指標	
1 主要資産(現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、合計(うち海外投融資)等)の区分ごとの平均残高	127
2 主要資産(現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券(公社債、株式、外国債、その他の証券)、貸付金(保険契約者貸付、公庫公団等貸付、地方公共団体貸付、郵便業務への融通)、その他、合計(うち外貨建資産)等)の区分ごとの資産の構成及び資産の増減	125
3 現金及び預金、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託、公社債、外国債、貸付金(うち地方公共団体貸付)、合計等の区分ごとの運用利回り	127
4 預金利息、有価証券利息・配当金(公社債利息、株式配当金、外国債利息)、貸付金利息、その他、合計等の区分ごとの利息及び配当金等収入明細	128
5 有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公庫公団債等)、株式、外国債、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残高、平均残高及び残存期間別残高	127,130-131
6 地方公共団体貸付の対象別(簡易生命保険法施行規則(平成十五年総務省令第十五号)第七条第二項第二号の規定に基づき総務大臣が通知する対象の区分をいう。)及び都道府県別の貸付金残高	137,138
7 外貨建資産(公社債、現金及び預金・その他、小計)、円貨額が確定した外貨建資産(公社債、現金及び預金・その他、小計)、円貨建資産(公社債(円建外債))の区分ごとの海外投融資残高	132
8 外国債の地域別及び通貨別構成	133
4 業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	24-28
ロ 法令遵守の体制	22-23
5 直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 簡易生命保険業務の区分に係る貸借対照表の内訳、損益計算書の内訳及びキャッシュ・フロー計算書の内訳	79-83
ロ 債権(貸付有価証券及びその未収利息をいう。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、決算期において次に掲げるものに区分することによって得られた各々の金額(決算処理後の金額とする。)	88
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)	88
(2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。)	88
(3) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)又は(2)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)	88

八 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	88-90
(1) 有価証券	88-89
(2) 金銭の信託	89
(3) 債券先物取引、債券オプション取引、先物外国為替取引及び通貨オプション取引	90
二 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	90
ホ 貸付金償却の額	91

日本郵政公社法施行規則 第44条(連結決算関係)

公社が子会社、関連会社又は関連公益法人を有する場合には、公社は、法第六十五条第二項の規定に基づき、毎事業年度、郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに、公社並びに当該子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項を、それぞれ第四十一条、第四十二条又は前条に規定する事項とともに公表しなければならない。

- 1 概況に関する次に掲げる事項
 - イ 主要な事業の内容及び組織の構成 156
 - ロ 子会社、関連会社及び関連公益法人に関する次に掲げる事項 156
 - (1) 名称 156
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 156
 - (3) 資本金(関連公益法人にあつては、基本財産) 156
 - (4) 事業内容 156
 - (5) 設立年月日 156
 - (6) 公社が保有する子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 156
 - (7) 公社の一の子会社又は関連会社以外の子会社又は関連会社が保有する当該一の子会社又は関連会社の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 156
- 2 公社及びその子会社又は関連会社の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の事業年度における事業の概況 該当ありません
 - ロ 直近の五連結会計年度(第十七条第一項第六号に掲げるものの作成に係る期間をいう。次号において同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 該当ありません
 - (1) 経常収益(郵便業務にあつては、営業収益) 該当ありません
 - (2) 経常利益又は経常損失(郵便業務にあつては、営業利益又は営業損失) 該当ありません
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 該当ありません
 - (4) 純資産額 該当ありません
 - (5) 総資産額 該当ありません
- 3 公社及びその子会社又は関連会社の直近の二連結会計年度における連結貸借対照表の内訳、連結損益計算書の内訳及び連結キャッシュ・フロー計算書の内訳 該当ありません

索引(資料編を除きます。)

あ	アクションプラン	21	な	日本郵政公社ホームページ	158
	インターネットサービス	157-158		倍額支払	169
	沿革	66-67		バイク自賠責保険	57
	お客さま相談窓口	63-64		ひまわりサービス	39
	価格変動準備金	12	は	平成17年度経営計画	20
	確定拠出終身年金保険	57		保険料の払込不要	165-166
	加入限度額	47,163-164		保険料の払込免除	165-166
	加入者福祉事業	70		保有契約	11
	加入者福祉施設	33,70-76		窓口の取扱時間	59
	加入年齢	45,164	ま	みんなの体操	37
	簡易生命保険審査委員会	61		無診査	164
	簡易保険カード	64,172	や	郵便局ホームページ	158
	還付金	171		ラジオ体操	37
か	かんぽコールセンター	63-64	ら	リスク管理	24-28
	簡保資金の資金運用状況	15,29-30			
	かんぽホームページ	157			
	危険準備金	12			
	契約者配当	11,95,171			
	キャッシュ・フロー計算書	14			
	子会社等の事項	156			
	個人情報保護	31-32			
	コンサルティング	20			
	コンプライアンス	22-23			
	三利源	12			
	CS推進委員会	32			
	資産・負債の状況	14			
	システム	60-61			
	新契約	10-11			
さ	税金	160-162			
	責任準備金	12			
	JPSの取組	33			
	前納割引率	56			
	組織図	42,62			
	損益計算書	13			
	貸借対照表	14			
	中期経営計画	19			
た	中期経営目標	18			
	ディスクロージャー冊子	157			
	都道府県別郵便局数(簡易保険)	58			

資料編 表等一覧

1. 財産の状況	78	4. 資産運用に関する指標	121
1 公社会計と業務区分別整理のあらまし	78	(1) 資金運用の概況	121
2 簡易生命保険業務の区分に係る貸借対照表の内訳	79	・平成16年度の運用環境	121
3 簡易生命保険業務の区分に係る損益計算書の内訳	81	・平成16年度の運用実績の概況	122
4 簡易生命保険業務の区分に係るキャッシュ・フロー計算書の内訳	83	・平成17年度における運用の考え方	123
5 債務者区分による債権の状況	88	・簡易生命保険資金運用計画	123
貸付有価証券及びその未収利息に係る債権	88	(2) 運用資産の構成・増減	125
6 有価証券等の時価情報	88	・(参考)簡保資金の運用状況	125
(1) 有価証券の時価情報(平成16年度末)	88	(3) 主要資産の平均残高及び運用利回り	127
(2) 金銭の信託の時価情報(平成16年度末)	89	(4) 資産運用収益明細表	127
(3) デリバティブ取引に関する事項	90	(5) 資産運用費用明細表	128
7 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	90	(6) 利息及び配当金等収入明細表	128
8 貸付金償却の額	91	(7) 有価証券売却益明細表	128
2. 業務の状況	91	(8) 有価証券売却損明細表	129
1 業務の状況を示す指標	91	(9) 有価証券明細表	129
(1) 主要な業務の状況	91	(貸付有価証券・有価証券信託の運用状況(再掲))	129
(2) 職員の状況	91	(10) 有価証券残存期間別残高	130
(参考) 職員数の内訳	91	(11) 有価証券残存期間別残高内訳	130
(3) 新契約及び保有契約状況	92	(12) 保有公社債の期末残高利回り	132
(4) 保障機能別保有契約状況	92	(13) 貸付金残存期間別残高	132
(5) 種類別保有契約状況	93	(14) 海外投融資の状況	132
2 保険契約に関する指標	93	(15) 海外投融資利回り	134
(1) 新契約に関する指標	93	(16) 預金明細表	134
(2) 保有契約に関する指標	94	(17) 公共関係投融資の概況	134
(3) 契約動向	94	(18) 簡保資金の財投機関別運用残高	135
(4) 特約発生率	95	(19) 簡保資金の財政投融資使途別運用状況	136
(5) 契約者配当の状況	95	(20) 地方債計画における資金区分	137
(6) 契約状況	97	(21) 簡易生命保険資金地方公共団体貸付計画	137
・新契約種類別加入状況	97	(22) 都道府県別地方公共団体長期貸付状況	138
・新契約年齢別加入状況	100	(23) 地方公共団体に対する短期貸付状況	139
・新契約男女別加入状況	101	(24) 都道府県別地方債保有状況	140
・新契約保険金額・年金額別加入状況	101	5. 有価証券等の時価情報・金銭の信託の運用状況等	141
・新契約都道府県別加入状況	102	(1) 有価証券の時価情報	141
・保有契約種類別状況	104	(2) 金銭の信託の時価情報	144
・保有契約都道府県別状況	106	(3) 金銭の信託の資産別運用状況	145
・契約異動状況	110	(4) 金銭の信託の有価証券の残存期間別残高	146
・保険の死因別・年齢別死亡状況	110	(5) 金銭の信託の外国証券の地域別・発行国別構成	147
・保険金の倍額支払状況	112	(6) 金銭の信託の外国証券の通貨別構成	148
・特約の新契約状況	112	(7) 金銭の信託の国内株式の業種別構成	148
・特約の新契約種類別加入状況	113	(8) 金銭の信託の委託先別時価残高及び運用実績(平成16年度末)	149
・特約の新契約組合せ別加入状況	113	(9) 金銭の信託の委託先別信託報酬額	151
・特約の新契約特約保険金額別加入状況	114	(10) ポートフォリオの状況(平成16年度末)	152
・特約の保有契約状況	114	(11) デリバティブ取引に関する事項	153
・特約保険料額加入状況	114	6. その他の業務概要	154
・特約の保有契約種類別状況	115	(1) 平均予定利率	154
(7) 職員一人当たりの指数	115	(2) 運用資産と運用利回り	154
(8) 郵便局一局当たりの指数	115	(3) 簡易保険の資産・負債の構成(平成16年度末)	154
3. 経理に関する指標	115	3. 公社並びに当該子会社	156
(1) 責任準備金明細表	115	1 主要な事業の内容及び組織の構成	156
(2) 責任準備金の積立方式・積立率	116	2 子会社に関する事項	156
(3) 契約者配当準備金の明細	116	4. 主な情報提供資料	157
(4) 引当金明細表	117	1 ディスクロージャー冊子	157
(5) 不動産・動産、その他区分ごとの不動産 動産等処分益及び不動産動産等処分損	117	2 簡易保険ホームページ	157
(6) 事業費明細表	117	3 郵便局ホームページ、日本郵政公社ホームページ	158
(7) 利源別の内訳	118	4 情報公開窓口	158
(8) 支払備金明細表	118		
(9) 資本明細表	119		
(10) 保険事業関係収支	119		
・保険料収入明細表	119		
・保険金明細表	119		
・年金支払明細表	120		
・特約保険金明細表	120		
・還付金明細表	120		

日本郵政公社

〒100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

TEL : (03)3504-4411

URL : <http://www.japanpost.jp/>